

報 官

報 官

人事院公示第3号

人事院は、人事院規則2-4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成8年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和2年3月2日 人事院総裁 一宮なほみ

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）に規定する次に掲げる事項	一 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）に規定する次に掲げる事項
(1)～(26) (略)	(1)～(26) (略)
<u>27 第24条の3第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。</u>	(新設)
(28)～(57) (略)	27～50 (略)
二～六 (略)	二～六 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和2年4月1日から効力を発生する。

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年3月2日

近畿地方整備局長 井上 智夫

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	24号	和歌山市出島字大窪1番1から同市鳴神字惣垣内607番6までの上下線

中国地方整備局公示

一級河川太田川水系旧太田川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占用者そ

の他当該工作物について権原を有する者（以下、「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき公示する。

令和2年3月2日

中国地方整備局長 水谷 誠

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 原動機付自転車（バイク）（広島市中区あ18280）1台
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 保管した工作物の放置されていた場所 広島市中区江波東二丁目地先

(2) 当該工作物を除却した日時 令和2年2月17日10時

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 当該工作物の保管を始めた日時 令和2年2月17日11時

(2) 保管の場所 広島市西区己斐東1丁目1-1 国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所己斐出張所

4 保管した工作物を返還するため必要と認められる事項 当該工作物の返還を受ける者は、所有者等であることを証明できるものを持参の上、上記保管の場所まで引き取りに来ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5 問い合わせ先 広島県広島市中区八丁堀3-20 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所 占用調整課 電話 (082) 222-9247

報 官

日本産業規格

令和2年3月1日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和2年3月2日

厚生労働大臣 加藤 勝信 記

制定された日本産業規格

- (日本産業標準調査会審議) 歯科一重用光照射器 T5752
- 歯科一パウダジェットハンドピース及びパウダ 屈折補正用枠入り眼鏡レンズ T7337

改正された日本産業規格

- (日本産業標準調査会審議) 歯科一ハンドピース及びモータ T5912
- 歯科用骨内インプラントの動的疲労試験方法 T6005
- 医療ガスホースアセンブリ T7111

- 屈折補正用単焦点眼鏡レンズ及び多焦点眼鏡レンズ T7313
- 屈折補正用屈折力変化眼鏡レンズ T7315

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ (<https://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

- (日本産業標準調査会審議) 歯科一重用光照射器一第1部：ハロゲンランプ T5752-1
- 歯科一重用光照射器一第2部：発光ダイオード (LED) T5752-2
- 屈折補正用多焦点眼鏡レンズ T7314

令和2年3月1日に下記の日本産業規格を制定及び改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和2年3月2日

厚生労働大臣 加藤 勝信 経済産業大臣 梶山 弘志 記

制定された日本産業規格

- (日本産業標準調査会審議) 医用電気機器一粒子線治療装置一性能特性 T62667

改正された日本産業規格

- (日本産業標準調査会審議) 医療ガス設備 T7101

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ (<https://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

報 官

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、関東内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第5号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第6号）、関東漁業（沖台底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第1号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和2年3月2日

関東運輸局長 吉田 晶子